

令和 5 年度

安曇野市一般廃棄物処理実施計画

安曇野市



# 1 基本事項

## (1) 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、安曇野市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

## (2) 計画人口

96,466 人（令和 5 年 3 月 1 日現在）

## (3) 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## (4) 計画区域

安曇野市全域とする。

## (5) 一般廃棄物の排出予定量

一般廃棄物の種類		排出予定量		合計量	
可燃ごみ	家庭系		14,680t/年		26,103.5t/年
	事業系	動物死体	3.5t/年	11,423.5t/年	
		その他	11,420t/年		
不燃ごみ	金物類		113t/年		440t/年
	ガラス・陶器類		275t/年		
	灰		52t/年		
資源物	プラスチック製容器包装		502t/年		2,433t/年
	紙類 <sup>*1</sup>		990t/年		
	ペットボトル		57t/年		
	缶類		63t/年		
	衣類・布類		140t/年		
	びん類		396t/年		
	電池類・蛍光管		27t/年		
	使用済小型家電		130t/年		
	廃食用油		5t/年		
	剪定枝・剪定木		50t/年		
	木くず		60t/年		
	自転車		10t/年		
不用食器		3t/年			
し尿		5,741 kl/年			
浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥含む）		5,582 kl/年			
生活雑排水		2,541 kl/年			

\*1 紙製容器包装を含んだ排出量である。

## 2 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

### (1) 家庭系廃棄物

家庭から排出される廃棄物は、現行の【6種29分別】\*1収集により、廃棄物の減量・再資源化を図るものとし、排出にあたっては分別区分への適正排出の遵守及び指定ごみ袋による排出の徹底などにより、一層の適正処理に努める。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ*2	市（委託） ・ 排出者	穂高広域施設組合 （委託）	焼却	穂高広域施設組合 （委託）	埋立て
不燃ごみ （金物類）	市（委託） ・ 排出者	穂高広域施設組合 （委託）	再資源化	—	—
不燃ごみ （ガラス・陶器類）	市（委託） ・ 排出者	穂高広域施設組合 （委託）	破砕	穂高広域施設組合 （委託）	埋立て
不燃ごみ （灰）	市（委託） ・ 拠点回収	市（委託）	保管・異物除去	市（委託）	埋立て
資源物	市（委託） ・ 拠点回収	市（委託）	再資源化	—	—
	排出者	処分業許可業者*3	再資源化		
粗大ごみ・ 処理困難物	収集運搬業 許可業者・ 排出者	—	—	—	—
可燃性粗大ごみ（長さ2m×幅1.2m×高さ1m以下の畳・布団等長尺物、プラスチック製品及び直径（一辺）20cm×長さ2m以下のせん定枝・角材）	収集運搬業 許可業者・ 排出者	穂高広域施設組合 （委託）	焼却	穂高広域施設組合 （委託）	埋立て
有害ごみ	市	穂高広域施設組合 （委託）	再資源化	—	—
し尿	収集運搬業 許可業者	—	—	穂高広域施設組合 （直営）	穂高広域施設組合のし尿処理施設にて焼却
浄化槽汚泥	収集運搬業 許可業者				

生活雑排水	収集運搬業許可業者	市（委託）	安曇野市生活雑排水浄化処理場に投入後、汚泥処理は委託し、処理水については希釈を行い、流域下水道へ放流	—	—
	収集運搬業許可業者	市（委託）	安曇野市穂高柏原生活雑排水浄化処理場に排水管が接続されている家庭は、排水管を通じて処理場へ流入。処理後、汚泥については、安曇野市生活雑排水浄化処理場へ一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入。処理水については河川へ放流	（直営）	安曇野市生活雑排水浄化処理場

\*1 【6種29分別】

6種：①可燃ごみ、②不燃ごみ（金物類）、③不燃ごみ（ガラス・陶器類・灰）、④資源物、⑤粗大ごみ、⑥有害ごみ

29分別：①可燃ごみ、②金物類、③ガラス・陶器類、④灰、⑤プラスチック製容器包装、⑥新聞紙、⑦段ボール、⑧雑誌・雑がみ、⑨飲料紙パック、⑩紙製容器包装、⑪ペットボトル、⑫缶類、⑬衣類・布類、⑭びん（無色〔白色〕）、⑮びん（茶色）、⑯びん（その他）、⑰電池類、⑱蛍光管、⑲使用済小型家電、⑳廃食用油、㉑家電リサイクル法対象品、㉒せん定枝、㉓木くず、㉔自転車、㉕不用食器、㉖水銀含有廃棄物、㉗粗大ごみ、㉘可燃性粗大ごみ、㉙インクカートリッジ

\*2 可燃ごみの目安として指定袋に入る大きさ以下のものが対象となる。

\*3 中間処理主体の「処分業許可業者」は安曇野市の一般廃棄物処分業許可業者又は他自治体の一般廃棄物処分業許可業者とする。

（2）事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者は廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、再生事業者や市が許可した一般廃棄物処理（収集運搬及び処分）業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ*1	収集運搬業許可業者	穂高広域施設組合（委託）	焼却	穂高広域施設組合（委託）	埋立て
	排出者	処分業許可業者*2	再資源化等	—	—
可燃ごみ（動物死体）	市（委託）	委託業者	焼却	委託業者	埋立て
資源物	収集運搬業許可業者	排出者 処分業許可業者	再資源化	—	—
	拠点回収*3	市（委託）	再資源化		

\*1 可燃ごみの目安として指定袋に入る大きさ以下のものが対象となる。

\*2 中間処理主体の「処分業許可業者」は安曇野市の一般廃棄物処分業許可業者又は他自治体の一般廃棄物

処分業許可業者とする。

\*3 拠点回収にて回収する資源物は、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑がみ」とする。

※ 一般廃棄物収集運搬業許可業者及び一般廃棄物処分業許可業者並びに浄化槽清掃業許可業者については別表のとおりとする。

なお、一般廃棄物の排出量の減少が予想される中、収集運搬業務を実施している既存の許可業者の収集運搬能力で一般廃棄物の収集運搬が十分可能であるため、一般廃棄物の収集運搬業については、一般許可、限定許可を問わず、原則として、新規許可を行わないこととする（平成 27 年度から継続）。そのため、一定期間収集運搬業務の実績がない許可業者については、一般廃棄物の排出量との関係を踏まえ、その許可更新を判断することとする。

### 3 一般廃棄物処理実施計画

#### (1) 分別区分及び排出方法

##### ア 家庭系廃棄物

		分別区分	収集回数	排出方法
		対象物		
	可燃ごみ	生ごみ、プラスチック製品、布きれ、ゴム・ビニール製品、革製品、紙くず、木ぎれ、葉、草等のごみであって、指定袋に入る大きさ以下のもの	週 2 回又は穂高広域施設組合へ直接搬入	指定ごみ袋 <sup>*1</sup> に入れて指定集積場所（市の収集運搬に係る家庭系廃棄物の排出場所の指定を市長に申請し、市長が指定する場所（安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する規則（平成 29 年安曇野市規則第 32 号）第 7 条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）又は市が設置した場所に排出。 ※ライターは中身を使い切り分別して排出。
不燃ごみ	金物類	主として金属でできているもの	月 1 回又は穂高広域施設組合へ直接搬入	指定ごみ袋に入れて指定集積場所又は市が設置した場所に排出。※スプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけて排出。
	ガラス・陶器類	ガラス製品、陶磁器の製品（LED 電球を含む）	月 1 回又は穂高広域施設組合へ直接搬入	指定ごみ袋に入れて指定集積場所又は市が設置した場所に排出。
	灰	豆炭、薪、炭を燃やした際の灰	月 1 回又は拠点回収	指定ごみ袋に入れて指定集積場所に排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。
資源物	プラスチック製容器包装	汚れのないものでプラのマークがあるもの（トレイ類、ボトル類、カップ・パック類、ポリ袋、ラップ類、ふた・キャップ類、網・ネット類、緩衝材類）	週 1 回又は拠点回収	指定ごみ袋に入れて指定集積場所に排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。

	紙類	新聞紙（折り込みチラシ含む）、段ボール（段ボールのマークがあるもの）、雑誌・雑がみ、紙パック（紙パックのマークがあるもの）、紙製容器包装（紙のマークがあるもの）であって、汚れのないもの	月1回 又は 拠点回収	種類ごと紐で縛って指定集積場所に排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。
	ペットボトル	汚れのないものでペットボトルのマークがあるもの		指定集積場所に設置されたネットに排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。
資源物	缶類	汚れのないものでアルミ又はスチールのマークがあるもの	月1回 又は 拠点回収	指定集積場所に設置されたネットに排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。
	衣類・布類	汚れや破れのない衣類・布類（下着や靴下等は除く）		指定ごみ袋に入れて指定集積場所に排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。
	びん類	汚れのないもので無色（白色）、茶色、その他の色に分けられたもの		指定集積場所に設置されたコンテナに色分けをして排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。
	電池類・蛍光管	電池類：アルカリ乾電池やリチウムイオン電池等（バッテリーは除く） 蛍光管：丸型蛍光管、長管型蛍光管、電球型蛍光管、殺菌灯、滅菌灯（LED電球は除く）		指定集積場所に設置されたコンテナにそれぞれ排出又は各リサイクルセンターに直接搬入。 若しくは店頭回収を利用。 ※電池類は、電極にテープを貼って絶縁処理。
	使用済小型家電	電気や電池で動くもの（特定家庭用機器再商品化法で定められたものは除く）	本庁舎又は各支所若しくは拠点回収	安曇野市役所本庁舎又は各支所若しくは各リサイクルセンターに直接搬入。 この他に、パソコンについては業者に依頼し、宅配便による回収。
	インクカートリッジ	家庭で使用したインクジェットプリンターのカートリッジ	本庁舎又は各支所若しくは拠点回収	安曇野市役所本庁舎又は各支所若しくは各リサイクルセンターに直接搬入。
	廃食用油	使用済の植物性食用油、期限切れの植物性食用油	本庁舎又は各支所若しくは拠点回収	安曇野市役所本庁舎又は各支所若しくは各リサイクルセンターに直接搬入。

	家電リサイクル法対象品	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定められている機械器具（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）	随時 指定引取り場所へ搬入又は一般廃棄物処理業許可業者へ依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>家電販売店へ依頼。 購入した販売店や買い替え時に引取りを依頼。 家電販売店には購入分の引取り義務があり。 リサイクル料金と運搬料金が必要。</li> <li>処理業者（市許可業者、地域方式を含む。）へ依頼。 リサイクル料金と運搬料金が必要。</li> <li>排出者が指定引取場所へ持ち込む。 リサイクル料金を郵便局にて支払い後、指定引取り場所へ直接搬入。</li> </ul>
資源物	せん定枝	葉を落とした太さ1cm以上8cm以下のせん定枝 ※緑のリサイクル事業	拠点回収	縄やひもで束ねて各リサイクルセンターに直接搬入。
	木くず	緑のリサイクル事業では受入れできないせん定木（太さ8cmを超えるもの）や木製の家具（組成の9割が木質であるもの） ※木くずのサーマルリサイクル事業	豊科リサイクルセンターの開場日による	排出者が豊科リサイクルセンターに直接搬入し、有料処理。 ※受付時間は午前9時～午後3時30分
	自転車	原動機付自転車を除く自転車（走行できないものでも可）	拠点回収	排出者が各リサイクルセンターに直接搬入。
	不用食器	汚れのない陶磁器	イベント回収	年に1度回収を行う際に排出者が直接搬入。
粗大ごみ	—	家具、布団、ベッド、タイヤ、バッテリー、直径8cmを超えるせん定木等	随時	市が許可する一般廃棄物処理業者に排出者が直接搬入又は出張回収を依頼し、有料処理。
可燃性粗大ごみ	—	可燃性粗大ごみ（長さ2m×幅1.2m×高さ1m以下の畳・布団等長尺物、プラスチック製品及び直径（一辺）20cm×長さ2m以下のせん定枝・角材）	随時	市が許可する一般廃棄物処理業者に排出者が直接搬入又は出張回収を依頼し、有料処理。又は、排出者が直接、穂高広域施設組合に搬入し、有料処理。
有害ごみ	水銀含有廃棄物	水銀を含んだ温度計、血圧計、体温計等	窓口回収	排出者が安曇野市役所本庁舎又は各支所へ直接搬入。

\*1 市長が認めた指定ごみ袋製造業者が作成したもので、以下に掲げるものをそれぞれ用いる。

- 可燃ごみの指定ごみ袋（証紙付き）は「もえるごみ専用指定袋」の大（500）、中（300）又は小（200）を用いる。
- 不燃ごみ及び衣類・布類の指定ごみ袋は「もえないごみ・資源物指定袋」の中（300）又は小（200）を用

いる。

- ・プラスチック製容器包装の指定ごみ袋は「もえないごみ・資源物指定袋」の中（30ℓ）又は小（20ℓ）若しくはプラスチック製容器包装専用袋（50ℓ）を用いる。

#### イ 事業系一般廃棄物

一般廃棄物の種類（分別区分）		排出方法
事業系一般廃棄物	1	可燃ごみ
		排出者自身が適正に処理
		事業所毎に収集運搬業許可業者と合意のもと指定された場所に排出し、収集運搬業許可業者が穂高広域施設組合へ搬入
	排出者自身が穂高広域施設組合へ直接搬入	
2	可燃ごみ（動物死体）	市が委託した業者による収集運搬
2	資源物	事業所毎に収集運搬業許可業者と合意のもと指定された場所に排出し、収集運搬業許可業者が処分業許可業者等へ搬入
		産業廃棄物とならない資源物の紙類の段ボール、新聞紙、雑誌・雑がみ及び長さ3m以下、組成の9割が木質で可燃性のものに関しては、アの排出方法と同様に拠点回収で排出することもできる。

#### ウ 市が収集しない一般廃棄物の概要

区分	例示	処理方法
有害性のあるもの	農薬や化学薬品類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した販売店、取扱店等に引き取ってもらい、当該店等が処分。</li> <li>・消火器は社団法人日本消火器工業会が指定した事業所（特定窓口）に自己搬入するか回収を依頼。</li> </ul>
危険性のあるもの	消火器、バッテリー類等	
引火性のあるもの	火薬類、中身の入ったガスボンベ類、石油類等	
著しく悪臭を発するもの	大量のペットのふん等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットのふんを排出する場合は、少量ずつ可燃ごみで排出。</li> </ul>
市が行う家庭系廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすもの	在宅医療に伴って生じる注射針等の鋭利なもの、犬、猫等の死体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に伴って生じる注射針等の鋭利なものについては、医療機関等に引き取ってもらい、当該医療機関等が適正に処理。</li> <li>・ペットの犬、猫等の死体については広域豊科葬祭センター等で適正に処理。</li> </ul>

#### (2) 処理施設等の概要

##### ア 焼却施設

施設名	所在地	処理能力	形式
穂高クリーンセンター (穂高広域施設組合)	安曇野市穂高北穂高 1000	120 t/日 (60 t/24h×2 炉)	ストーカ式

##### イ リサイクルセンター

施設名	所在地	開場日時	搬入できるもの
安曇野市豊科 リサイクルセンター	安曇野市豊科高家 1161-1	毎週土曜日・日曜日 第2・4水曜日 午前9時～午後4時 (木くずは午後3時30分まで)	(1)のAにて拠点回収となっている資源物、灰及び木くず
安曇野市穂高 リサイクルセンター	安曇野市穂高有明 4878-1	毎週土曜日・日曜日 午前9時～午後4時	(1)のAにて拠点回収となっている資源物及び灰

安曇野市明科 リサイクルセンター	安曇野市明科中川 手 4560-1	第1・3土曜日・日曜日 午前9時～午後4時	(1)のAにて拠点回収と なっている資源物及び灰
---------------------	----------------------	--------------------------	-----------------------------

ウ 最終処分場

施設名	安曇野市小岩岳不燃物処理場
所在地	安曇野市穂高有明 3110-11
面積	2,350 m <sup>2</sup>
埋立容量	11,750 m <sup>3</sup>
埋立方式	嫌気性埋立構造
受入基準	事前に市長が認めた者が土砂等を搬入する場合のみ職員が立会いの上、受け入れる。

エ 委託による中間処理

品目	委託先	所在地	搬入予定量 (／年)	
プラスチック製容器包装	(株)G・フレンドリー	北安曇郡松川村細野 5967-48	502 t	
紙類			990 t	
ペットボトル	共和観光(株)松本リサイクルセンター	松本市島内 6931-87	23 t	57 t
			34 t	
缶類	(株)G・フレンドリー	北安曇郡松川村細野 5967-48	63 t	
衣類・布類			140 t	
びん類			396 t	
使用済小型家電	花村産業(株)	松本市庄内 2-5-47	130 t	
不用食器	神明リフラックス(株)	岐阜県土岐市土岐津口 1372-1	3 t	
動物死体	イーステージ(株)	小諸市平原 309-1	3.5 t	
灰	(株)G・フレンドリー	北安曇郡松川村細野 5967-48	52 t	
木くず	清水口建設(株)	松本市大字和田 4705-3	60 t	

4 一般廃棄物の減量及び不適正処理を防止するための主要な施策

一般廃棄物の減量のための施策	
項目	概要
生ごみ処理機器等購入費補助金	市内一般家庭及び事業所が自ら排出した生ごみの減量化や堆肥化を目的として購入した生ごみ処理機、コンポスター、自らの敷地管理等で発生した草木を細かくすることを目的として購入した粉碎機に対して、補助金を交付する。
緑のリサイクル	市内一般家庭から発生したせん定枝を拠点回収し、移動式破砕車でチップ化したのち、希望者に無料で配布する。
木くずのサーマルリサイクル	緑のリサイクルでは受け入れできないせん定木(太さが8cmを超えるもの)や木製の家具等を有料で受入れ、市外の中間処理業者によりチップ化された木くず等をバイオマス発電に利用する。燃焼灰はセメントの原料として活用される。

廃食用油の回収	市内一般家庭から発生した廃食用油を本庁舎又は各支所若しくは各リサイクルセンターで回収し、民間業者により再資源化（再精製後、鳥の飼料に添加）する。
食品ロス削減	食品ロスを減らすために、市民一人ひとり及び事業者等が「もったいない」を意識し、できることから取り組んでいただけるよう、家庭用資源物・ごみ出し方の手引きやホームページ、広報紙にて、次の取り組みを進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費期限・賞味期限を正しく理解し、食材等を買過ぎない、使い切る、食べきる等。</li> <li>・フードドライブへ持ち寄る。</li> <li>・宴会時に「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」の実践。</li> </ul>
リサイクル自転車の販売	各リサイクルセンターにて、不要となった自転車を引き取り、自転車技士・自転車安全整備士が修理再生し、市民を対象に販売を行う。 再生に向かない自転車は資源物としてリサイクルする。
不用食器（陶磁器類）のリユース・リサイクル事業	市民団体と協働で不用食器の回収を行い、リユースできるものは希望者に無償で配布する。その他の陶磁器類は、新しい製品の原材料としてリサイクルを行い、埋め立て量の削減を図る。
ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」やLINEの活用	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」やLINEによりスマートフォンやタブレット端末から一般廃棄物の分別方法や収集日を周知し、分別を促進する。
広報活動	定期的に発行される「広報あづみの」に記事を掲載して、市民の意識の向上を図る。その他ホームページ等を利用しPR活動等を行う。 特に世界的な問題である海洋プラスチックごみの7割は陸域から発生するといわれており、上流圏域である当市もプラスチックと賢く付き合う「信州プラスチックスマート運動」の取り組みを推進し、市民・事業者等に下記の行動を呼びかける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識して「選択」 ストロー、レジ袋は必要かどうか</li> <li>・少しずつ「転換」 使い捨てプラスチックから代替品へ</li> <li>・分別して「回収」 使い終わったプラはルールに従い分けて回収へ</li> </ul>
出前講座（環境学習会）等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区、団体等の要望に応じてごみに関する出前講座を実施し、ごみ・リサイクルに対する意識の向上を図る。</li> <li>・小学4年生が行う穂高広域施設組合の施設見学に合わせ、ごみの現状やごみを減らす工夫等の説明を行う。</li> </ul>
事業系ごみ減量化・適正処理	事業系ごみ減量化・適正処理の手引きをホームページに掲載し、事業者の責務や事業系ごみの分別・出し方等について周知啓発を行う。事業系可燃ごみの組成のうち、割合が多かった厨芥類の減量を図るため、生ごみ処理機器等購入補助金を交付する。
事業系一般廃棄物における段ボール等を資源物として回収	事業所から排出された事業系一般廃棄物である紙類の新聞紙、段ボール、雑誌・雑がみの拠点回収をおこない、可燃ごみにおける紙類の割合を減少させる。

不適正処理を防止するための主要な施策	
項目	概要
不法投棄の禁止	啓発活動及び不法投棄監視連絡員によるパトロールの強化、各地域の環境部からの情報提供並びに通報体制を維持しながら、警察の協力のもと不法投棄の防止に努める。

	「安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例」第18条に規定する土地又は建物の適正管理について周知徹底を図る。
不法投棄監視連絡員	委嘱した市民の方が市内の不法投棄の常習箇所を定期的にパトロールする。
不法焼却の禁止	廃棄物の焼却禁止を周知する。また、例外的に認められている焼却であっても、煙や悪臭等で周辺地域の住民から苦情があった場合は、指導の対象となることの周知啓発を行う。

## 5 し尿・汚泥・生活雑排水処理実施計画

### (1) 収集・運搬計画

#### ア 収集区域の範囲

安曇野市全域

#### イ 収集・運搬する一般廃棄物の処理方法

一般廃棄物の種類	処理方法
し尿	一般廃棄物収集運搬業許可業者が穂高広域施設組合へ搬入
浄化槽汚泥	浄化槽清掃によって排出された浄化槽汚泥及び農業集落排水施設の清掃によって排出された汚泥を一般廃棄物収集運搬業許可業者が穂高広域施設組合へ搬入。
生活雑排水	一般廃棄物収集運搬業者が安曇野市生活雑排水浄化処理場へ搬入し、汚泥の処理については委託し、処理水については希釈を行い、流域下水道へ放流。 安曇野市穂高柏原生活雑排水浄化処理場における処理は、排水管が接続されている家庭は、排水管を通じて安曇野市穂高柏原生活雑排水浄化処理場に流入・処理後、汚泥については、安曇野市生活雑排水浄化処理場へ搬入し、処理水については河川へ放流。

### (2) 処理施設の概要

施設名	処理能力
穂高クリーンセンター (穂高広域施設組合)	78 kl/日
安曇野市生活雑排水浄化処理場	—
安曇野市穂高柏原生活雑排水浄化処理場	—

## 6 市外からの一般廃棄物受け入れ

市外において発生した一般廃棄物を市内へ搬入処分（再生）する場合、廃棄物処理法第6条第3項に基づき、一般廃棄物処理計画の調和を図るため、排出元自治体と協議し、再資源化推進の観点等から適当と認められる場合、受け入れをする。

## 7 市外への搬出

市内で処分（再生）できない場合については、廃棄物処理法第6条第3項又は、廃棄物処理法施行令第4条第1項第9号に基づき、一般廃棄物処理計画の調和を図るため、処理施設のある市町村と事前に協議し、処理を行う。

## 別表 一般廃棄物収集運搬業許可業者

(50音順)

名 称	代表者氏名	住 所
有限会社 あずさ環境	佐倉 孝	塩尻市大字広丘郷原 1611-13
株式会社 あずさ環境保全	佐倉 徹省	松本市波田 2019
株式会社 安曇産業	金城 進	安曇野市穂高北穂高 2643-36
公益社団法人 安曇野シルバー人材センター	田野尻 正	安曇野市豊科 4155-1
安曇野清掃事業協同組合	西山 一	安曇野市明科光 634-1
有限会社 安筑環境衛生社	西山 一	安曇野市豊科 4932
伊藤衛生社	伊藤 啓二	北安曇郡池田町大字池田 3316
株式会社 エコロジカルサポート	村井 連峰	松本市大字笹賀 7170-3
有限会社 木村設業	天野 由加里	安曇野市三郷温 8479-1
共和観光株式会社	江本 日東	松本市女鳥羽 2-1-2
クリーン明科株式会社	竹田 広子	安曇野市明科中川手 2820-5
株式会社 クリーンサービス	上條 泰	松本市市場 1-66
株式会社 G・フレンドリー	花村 貴史	北安曇郡松川村 5967-48
清水口建設株式会社	伊藤 浩一	松本市大字和田 4705-3
有限会社 白井商店	白井 剛	安曇野市豊科 3649-5
株式会社 しんえこ	小松 茂人	松本市大字島立 2346
株式会社 シンコー	鶴見 健仁	安曇野市豊科高家 6661-1
有限会社 住岡産業	小松 千恵子	塩尻市大字上西条 121-1
宝資源開発株式会社	杉山 由香梨	長野市青木島町青木島乙 661
有限会社 中信美掃	吉澤 清	松本市大字島立 790-9
直富商事株式会社	木下 繁夫	長野市大字大豆島 3397-6
花村産業株式会社	花村 泰年	松本市庄内 2-5-47
有限会社 林茂商店	林 毅	安曇野市穂高 5999-1
有限会社 P&K KEY' SPLACE	新井 朱美	安曇野市穂高北穂高 3033-4
株式会社 光商会	加藤 相哲	木曾郡木曾町新開 2294-1
株式会社 ヒューテック	富田 賢司	安曇野市明科光 634-1
有限会社 平田商店	平田 幸一	大町市大字大町 6899-4
辰巳美掃(平林 透)	平林 透	安曇野市豊科高家 1137-32
有限会社 松本美運	倉科 司	松本大字島内 7262-7
宮澤 雅人		松本市白板 1-4-41
有限会社 山田商会	伊藤 啓二	大町市大町 5422

## 一般廃棄物処分業許可業者

(50音順)

名 称	代表者	住 所	備考
共和リテック株式会社	松倉 充志	安曇野市穂高牧 622-8	ガラスくずの破碎
有限会社 白井商店	白井 剛	安曇野市豊科 3649-5	金属類の選別・破碎・圧縮
株式会社 しんえこ	小松 茂人	松本市大字島立 2346	特定家庭用電気機器、不燃ごみ、粗大ごみの選別及び中間処理

有限会社 住岡産業	小松 千恵子	塩尻市大字上西条 121-1	木くずの破碎
増田建設産業有限会社	太田 孝素	安曇野市三郷小倉 6555-1	木くずの破碎

浄化槽清掃業許可業者

(50 音順)

名 称	代表者氏名	住 所	対象地域
安曇野清掃事業協同組合	西山 一	安曇野市明科光 634-1	三郷地域 明科地域
(有)安筑環境衛生社	西山 一	安曇野市豊科 4932	豊科地域 堀金地域 穂高地域の一部
(有) P&K KEY' S PLACE	新井 朱美	安曇野市穂高北穂高 3033-4	穂高地域の一部